

# 介護サービス事業者の経営情報の報告・公表

**令和6年度より、経営情報の報告・公表のための  
新たな2つの制度が始まります！**

## 1. 【新設】 介護サービス事業者の経営情報データベース

厚生労働省では、介護サービス事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、介護サービス事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7(2025)年1月から運用を開始します。

介護サービス事業者の皆さまには、**以下の経営情報の報告をお願いします。**

主な報告事項	報告手段
・収益・費用の内容 ・職員の職種別人員数 ・職種別給与(※任意での報告事項) など	介護サービス事業者経営情報データベースシステム (経営情報DB) ※新システム
	報告期限  毎会計年度終了後、3か月以内 ※初年度は、 <b>令和7年3月まで</b>

## 2. 【見直し】 介護サービス情報公表制度の見直し

介護サービス情報公表制度は、利用者の介護サービス事業者の選択に役立つよう、事業者に介護サービス情報の報告を求めるものです。

今回の見直しにより、介護経営の健全性等の情報を提供するため、介護サービス事業者の皆さまには、**財務状況の分かる書類の報告**をお願いします。

新たな報告事項	報告手段
・ <b>財務状況の分かる書類</b> (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書など)	介護サービス情報公表システム ※既存システム
・職員の一人あたりの賃金 (※任意での報告事項)	報告期限  毎年度 (提出期限は都道府県ごとに異なります)

裏面もご確認ください

# 制度に関するQ&A

経営情報DB

情報公表制度

Q1

報告対象となる事業者を教えてください

原則、**全ての介護サービス事業者が報告の対象**となります。

ただし、介護報酬が年間100万円以下の事業者や、災害等報告ができない正当な理由がある場合は報告の対象外です。

※ 報告対象となるサービスについては、関係通知・ウェブページなどを参照ください。

経営情報DB

情報公表制度

Q2

報告の単位は事業所・施設ごとですか？法人ごとですか？

原則、**事業所・施設単位**でお願いします。

なお、事業所単位で会計区分を行っていない場合など、やむを得ない場合は法人単位の報告でも差し支えございません。

経営情報DB

Q3

経営情報の報告にあたって、どのような準備が必要となりますか？

介護サービス事業者経営情報データベースシステムでの経営情報の報告には「GビズIDプライム」のアカウント取得が必要となります。



※ GビズIDの詳細については、以下のウェブページをご覧ください。  
[https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime\\_sendbypost.html](https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime_sendbypost.html)

(令和7年8月東京都追記) 上記URL及び二次元コードはリンク切れとなっております。  
GビズIDの詳細については、以下のURLのウェブページをご覧ください。  
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

経営情報DB

Q4

報告した経営情報等はどのように活用されますか？

厚生労働省にて、ご報告いただいた経営情報等を属性別にグループ分けした上で分析を行い、結果を公表する予定です。個人や法人を特定することができる形で公表されることはありません。

情報公表制度

Q5

財務状況が分かる書類は、財務三表でないといけませんか？

会計基準上、作成が求められていない等の事情がある場合は、**資産や負債、収支の内容が分かる簡易な計算書類**でも差し支えありません。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください

経営情報データベース

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>



介護サービス情報公表制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html>



ひと、くらし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 東京都福祉局内ホームページ「東京都介護サービス情報」のご案内

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

「東京都介護サービス情報」では、次の情報を掲載しています。

- ・ 東京都条例等
- ・ 「介護保険最新情報」（厚生労働省からの通知）
- ・ 指定申請に必要な様式や、指定後の各種届出様式
- ・ その他、介護事業者に関する情報

## 「東京都介護サービス情報」内の「介護事業者の指定を受けたい事業者の方へ」

新しく介護事業者の指定を受けたいサービスを選択すると、関連する基準や届出様式をダウンロードすることができます。

### 2 介護事業者の指定申請を予定している事業者の方へ

**【重要】新規指定申請時の手続きの変更点について（令和6年1月1日付新規指定分から変更）**  
令和5年3月31日付で公布された介護保険法施行規則等の改正に基づき、介護現場の文書負担軽減を図るために、令和6年1月1日付新規指定分から、新規指定申請にかかる添付書類を見直しました。**詳細は、「新規事業者指定手続き・研修について」のページをご確認ください。**

**新規事業者指定手続き・研修については、こちらをご覧ください。**

都内で介護事業者の指定を受け、以下のサービスを実施されたい事業者の方は該当サービスを選択してください。

#### 指定サービス一覧

<a href="#">【新規】訪問介護</a>	<a href="#">【新規】訪問入浴介護</a>	<a href="#">【新規】通所介護</a>
<a href="#">【新規】訪問看護</a>	<a href="#">【新規】短期入所生活介護</a>	<a href="#">【新規】短期入所療養介護（療養病床を有しない診療所）</a>
<a href="#">【新規】福祉用具貸与</a>	<a href="#">【新規】特定福祉用具販売</a>	

1. 訪問介護、通所介護以外は、介護予防サービスを含みます。

2. 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護における「共生型サービス」の立ち上げと運営のポイントは、以下のpdfをご参照ください。

[共生型サービスはじめの一歩（令和2年度老人保健事業推進等補助金・三菱UFJリサーチ&コンサルティング）\(PDF:7.247KB\)](#)

3. 老健や介護医療院、保健医療機関等が、みなし指定として指定（介護予防）居宅サービスを行う場合は、下記を参照してください。

## 「東京都介護サービス情報」内のページ案内（ページ内一番下にございます）

- ① 東京都から介護事業者向けに発信している「かいてき便り」等を掲載しています。
- ② 基準等についてサービスごとに掲載しています。
- ③ 新規指定申請の手続き等についてお知らせしています。  
研修で配布している資料のデータをダウンロードできます。
- ④ 業務管理体制・老人福祉法の届出の様式や記載例を掲載しています。
- ⑤ 介護サービス情報公表システムを利用できます。

その他、介護事業者に関する情報を提供しておりますので、適宜ご利用ください。

### 都内の指定事業者の情報

[現在の事業者の指定状況（名称、サービス等）については、こちらを御覧ください。](#)

- > [介護サービス事業者の経営情報の報告について](#)
- > [介護職員処遇改善支援補助金について（令和6年2月から5月）](#)
- > [通所介護事業所（地域密着型の事業所を除く）の耐震化促進事業](#)
- > [介護職員処遇改善支援補助金について（令和4年2月から9月）](#)
- > [介護保険についてのお知らせ ①](#)
- > [介護サービス情報の公表 ⑤](#)
- > [事業者に関する情報（指定状況、負担軽減等）](#)
- > [令和5年度東京都高齢者施設等事業継続支援事業【地域密着型施設・介護療養型医療施設向け】](#)
- > [令和2年度介護施設等の消毒・洗浄経費支援事業補助金※本補助金の申請受付は終了いたしました。](#)
- > [新規事業者指定手続き・研修について ③](#)
- > [新規指定申請の留意事項・申請書等](#)
- > [業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等 ④](#)
- > [指定後の届出・手続き・通知等 ②](#)
- > [事業者指定更新](#)